

環境回復検討会における 検討事項について

平成31年3月

環境省 環境再生・資源循環局

放射性物質汚染対処特別措置法に基づく 除染等の措置・汚染廃棄物の処理

放射性物質により汚染された土壌等
(草木、工作物等を含む)の除染等の措置等

除染特別地域(国直轄除染地域)

環境大臣による 除染特別地域の指定

旧警戒区域・計画的避難区域に相当(田村市、南相馬市、川俣町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の11市町村)



環境大臣による特別地域内 除染実施計画の策定

国による除染等の措置等の実施

汚染状況重点調査地域(市町村除染地域)

環境大臣による対象地域の指定

(放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト($\mu\text{Sv/h}$)以上の地域)
0.23 $\mu\text{Sv/h}$ は汚染状況重点調査地域の指定基準であり、除染の目標ではない。

市町村長による調査・測定の結果、0.23 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域について

市町村長による除染実施計画策定

市町村長等は除染実施計画に基づき除染等の措置等を実施
(国が予算措置)

原子力事業所内の土壌等の除染等の措置及びこれに伴い生じた除去土壌等の処理については、関係原子力事業者(東京電力)が実施。

放射性物質により汚染された
廃棄物の処理

特定廃棄物

対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域の指定

※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に基づき処理

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

- 特定廃棄物には該当せず、廃棄物処理法が適用される廃棄物であるが、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物を環境省令で規定。廃棄物処理法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準に基づき処理。

下水道の汚泥、焼却施設の焼却灰等の汚染状態の調査(特措法第16条)

左記以外の廃棄物の調査(特措法第18条)

環境大臣に報告

申請

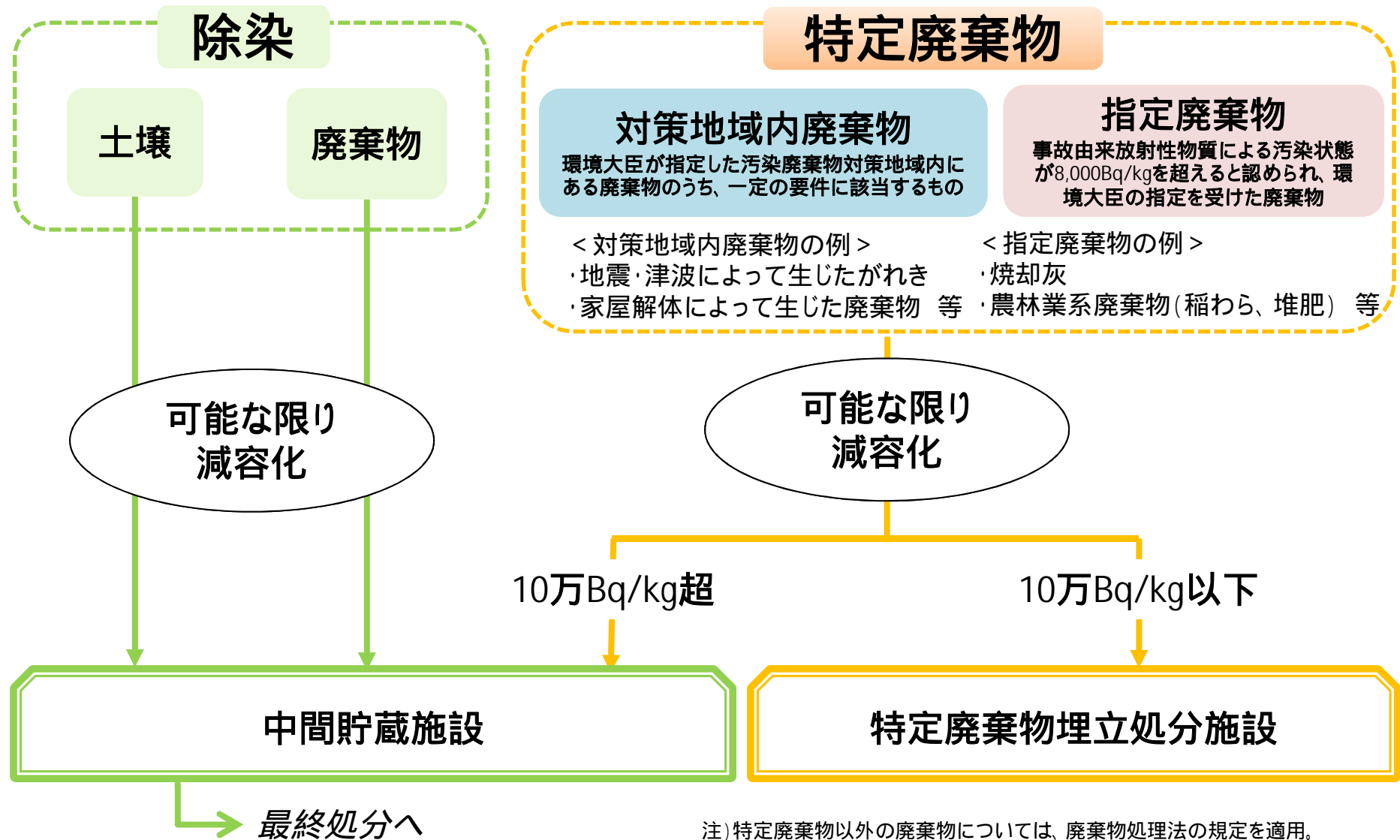
指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

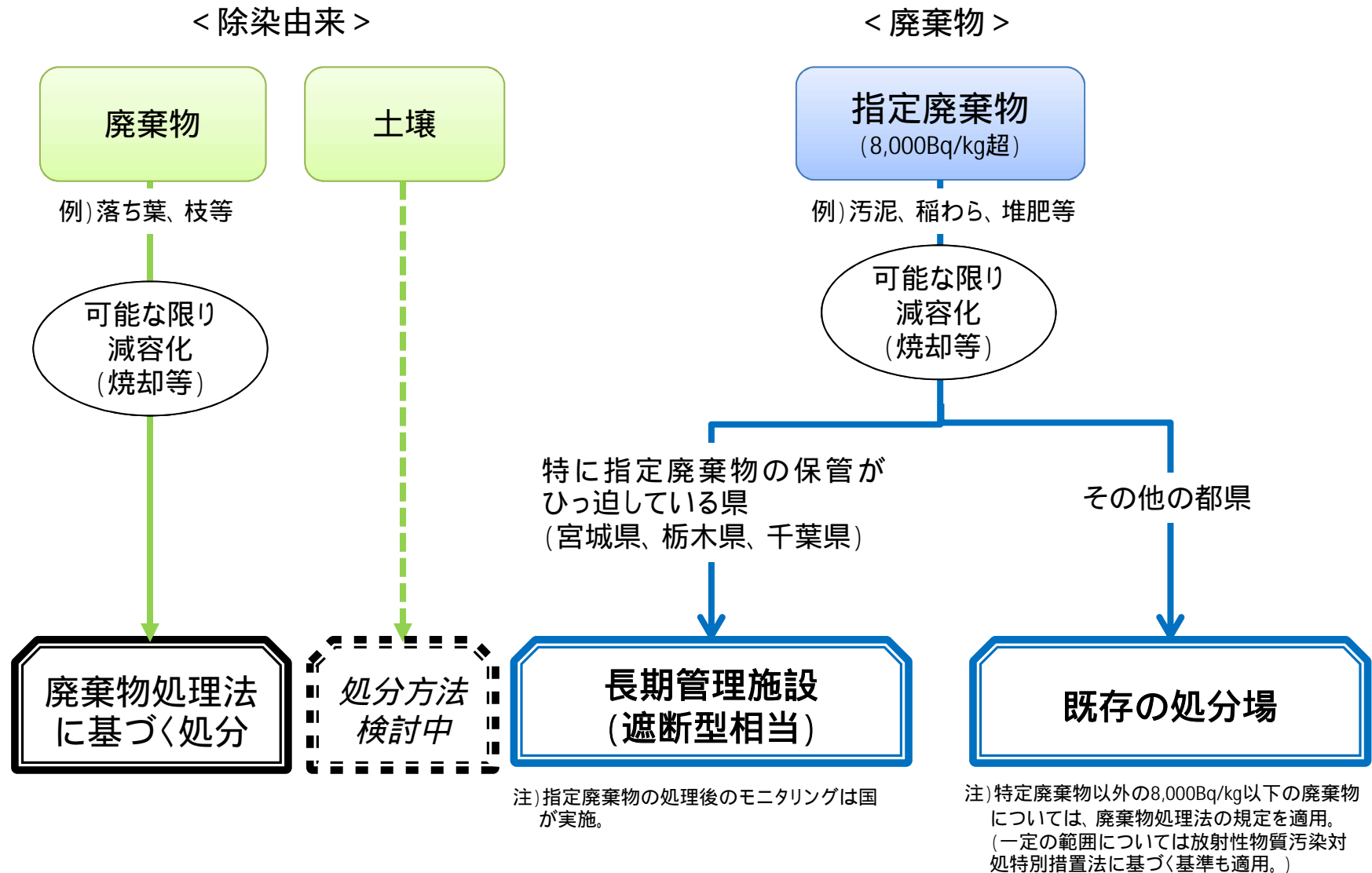
不法投棄等の禁止

除去土壌等及び特定廃棄物の処理フロー（福島県）



注) 特定廃棄物以外の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。
(一定の範囲については放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基準も適用。)

除去土壌等及び指定廃棄物の処理フロー（福島県以外）



環境回復検討会における検討事項について

< 汚染廃棄物処理 >

【指定廃棄物処分等有識者会議】
(平成25年3月～)
指定廃棄物等の処理に向けた
検討

< 除染 >

【環境回復検討会】(平成23年9月～)
除染等の措置等に係る事項

報告・検討を行ってきた事項

- ・地域指定の考え方
- ・汚染状況の調査測定手法
- ・除染等の措置の実施方法
- ・各種除染手法の効果検証
- ・収集・運搬基準
- ・保管基準
- ・仮置場の施設要件
- ・河川・湖沼等ガイドライン
- ・フォローアップ除染
- ・森林の放射性物質対策
- ・仮置場等の原状回復に係るガイドライン 等

引き続き報告・検討を行う事項

- ・除去土壌の処分方法等
- ・リスクコミュニケーション、調査研究 等

< 中間貯蔵施設 >

【中間貯蔵施設への除去土壌等の
輸送に係る検討会】
(平成25年12月～)
中間貯蔵施設への輸送に
係る事項

【中間貯蔵除去土壌等の減容・
再生利用技術開発戦略検討会】
(平成27年7月～)
中間貯蔵除去土壌等の
減容・再生利用に係る技術
開発戦略、再生利用の促進に
係る事項 等

【特措法施行状況検討会】(平成27年3月～平成27年9月取りまとめ、平成29年7月～平成30年3月取りまとめ)
特措法の施行状況に係る事項 等